民生常任委員会 審査順序

○　付託議案について

議案第18号　　令和元年度八戸市一般会計補正予算
　○歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
２款　総務費	１項　総務管理費	１目１節、19節船舶八戸港入港歓迎実行委員会負担金、３目25節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金、５目、９目、13目
	３項　戸籍住民基本台帳費	
３款　民生費	全部	
４款　衛生費	１項　保健衛生費	１目19節八戸圏域水道企業団負担金、12目、14目、15目19節、24節を除く
９款　消防費	全部	
10款　教育費	４項　幼稚園費	
第２条　繰越明許費中		
３款　民生費	全部	

議案第２０号　令和元年度八戸市立市民病院事業会計補正予算
議案第２１号　令和元年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算
議案第２８号　令和元年度八戸市霊園特別会計補正予算
議案第３０号　令和元年度八戸市介護保険特別会計補正予算
議案第３１号　令和元年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算
議案第３２号　令和元年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第３３号　令和元年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第３９号　八戸市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４７号　損害賠償の額を定めることについて
議案第７５号　事務什器の買入れについて

[民生協議会]
○　所管事項の報告について
・　市内小学校の臨時休業措置に対する学童保育等の対応について

議案第39号

民生常任委員会資料
令和２年３月９日
福祉部こども未来課

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）」が令和元年５月31日に一部改正されたことに伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

２　改正の概要

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化実施に伴い、用語の整理等を行うほか、特定教育・保育施設において徴収している給食費のうち副食費の取り扱いについて、以下のとおり徴収免除対象※を除く１号認定児童及び３歳以上の２号認定児童から徴収するよう変更する。

<table>
<tr><th colspan="3">対象</th><th>１号認定
【教育／満３歳以上】</th><th>２号認定
【保育／３歳以上】</th><th>２・３号認定
【保育／満３歳以下】</th></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td rowspan="2">給食費</td><td>主食</td><td>実費負担</td><td>実費負担</td><td rowspan="2">保育料の一部</td></tr>
<tr><td>副食</td><td>実費負担</td><td>保育料の一部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更後</td><td rowspan="2">給食費</td><td>主食</td><td>実費負担</td><td>実費負担</td><td rowspan="2">保育料の一部</td></tr>
<tr><td>副食</td><td>徴収免除対象※を除き
実費負担</td><td>徴収免除対象※を除き
実費負担</td></tr>
</table>

※徴収免除対象

以下の対象ごとに要件のいずれかに該当する場合に副食費の徴収が免除される。

対象	要件
１号認定 【教育／満３歳以上】	①対象児童の保護者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満
	②対象児童が小学校３年生以下の兄姉から数えて第３子以降
２号認定 【保育／３歳以上】	①対象児童の保護者の市町村民税所得割合算額が57,700円未満（保護者がひとり親等の場合は77,101円未満）
	②対象児童が小学校就学前の兄姉から数えて第３子以降

３　施行期日

公布の日から施行

４　内閣府令における経過措置

市町村の条例改正は、改正府令の施行の日から起算して１年を超えない期間内

民生協議会資料
令和２年３月９日
福祉部子育て支援課

市内小学校の臨時休業措置に対する学童保育等の対応について

１．概要

内閣総理大臣の要請に基づき、八戸市教育委員会が３月３日から３月 26 日まで市内の小中学校を臨時休業とする措置を決定したことに伴い、３月３日から市内 49 か所の学童保育（仲良しクラブ）と 15 か所の児童館を開所している。

２．実施状況等

（１）学童保育（仲良しクラブ）

夏季休業等の長期休業に準ずる取扱いで、各仲良しクラブの利用時間に合わせて実施。

① 開所箇所　全 49 か所

② 開所時間　８時～18 時 30 分（各クラブで異なる）

（２）児童館（小型児童館・児童センター）

夏季休業等の長期休業に準ずる取扱いで、児童館を開館。

① 開所箇所　全 15 館

② 開所時間　小型児童館　　８時 30 分～18 時

　　児童センター　７時 30 分～18 時

（３）留意事項

・各施設利用に際しては、児童と保護者に対して感染症対策を徹底

・各施設での感染症対策（環境衛生管理等）を実施

３．今後の対応

学童保育（仲良しクラブ）及び児童館の利用状況の推移を見ながら、居場所の確保等に対応できるよう市教育委員会と連携を図りながら対応する。